



2024年3月15日

各位

上場会社名 株式会社ダブルユー
代表者名 代表取締役 肖俊偉
(コード番号: 7683 東証グロース)
問合せ先 取締役 丁 蘊
(TEL. 03-5423-3601)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年3月15日開催の取締役会において、2024年4月26日開催予定の第23期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

これに伴い、定款の一部変更の件を同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行を可能とすることにより、経営の公正性及び透明性並びに効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2024年4月26日開催予定の第23期定時株主総会において、移行に必要な定款変更議案について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設のほか、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② その他、上記に伴う各条項の表記の統一、その他の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年4月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年4月26日(予定)

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行通り)</p>
<p>第4条 (機 関) 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 (機 関) 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 (公告の方法) (条文省略)</p>	<p>第5条 (公告の方法) (現行通り)</p>
<p>第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) (条文省略)</p>	<p>第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) (現行通り)</p>
<p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条 (単元株式数) (条文省略)</p>	<p>第7条 (単元株式数) (現行通り)</p>
<p>第9条 (単元未満株式についての権利) (条文省略)</p>	<p>第8条 (単元未満株式についての権利) (現行通り)</p>
<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (1) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u> (2) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (1) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> (2) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第11条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>第10条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条(員数) 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設)</p> <p>第19条(選任方法) 1. 取締役は、株主総会の決議において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設)</p> <p>第20条(任期) 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第17条(員数) <u>1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>第18条(選任方法) 1. 取締役は、株主総会の決議において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2. (現行通り) 3. (現行通り) 4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>第19条(任期) 1. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (取締役会の招集権者および議長) (条文省略)</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 24 条 (取締役会の決議) (条文省略)</p> <p>第 25 条、第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 27 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>第 20 条 (補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 1. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 22 条 (取締役会の招集権者および議長) (現行通り)</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 (取締役会の決議方法) (現行通り)</p> <p>第 26 条、第 27 条 (現行通り)</p> <p>第 28 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第34条（監査役会の招集通知）</u> <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条（監査役の責任免除）</u> <u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>第30条（監査等委員会の設置）</u> <u>当社は、監査等委員会を置く。</u>
(新 設)	<u>第31条（監査等委員会の権限）</u> <u>監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u>
(新 設)	<u>第32条（監査等委員会の決議方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>第33条（監査等委員会の招集権者）</u> <u>監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。</u>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 34 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 35 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 38 条、第 39 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 36 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 第 37 条、第 38 条 (現行通り)</p>
<p><u>第 40 条 (会計監査人の責任免除)</u> 1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><u>第 39 条 (会計監査人の責任免除)</u> 1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の限度額</u>は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 7 章 計 算 第 41 条 (事業年度) (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算 第 40 条 (事業年度) (現行通り)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 41 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>第 42 条、第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 42 条、第 43 条 (現行通り)</p>
<p>第 44 条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p>第 44 条 (配当金の除斥期間等) (現行通り)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、</u> <u>第 23 期定時株主総会において決議された定款一部</u> <u>変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる</u> <u>監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責</u> <u>任を、法令の限度において取締役会の決議によっ</u> <u>て免除することができる。</u></p> <p><u>第 2 条 (監査役 of 責任限定契約に関する経過措</u> <u>置)</u> <u>当社は、第 23 期定時株主総会終結前の監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。) の行為に関する会社</u> <u>法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約</u> <u>については、なお従前の例による。</u></p>